

会長	事務局長	主査	係

大府市農業委員会

第 715 回総会議事録

大府市農業委員会

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、第 715 回大府市農業委員会の議事録を作成する。

令和 7 年 3 月 21 日

大府市農業委員会

会長 久野 一弘

大府市農業委員会総会議事録

・開催日時 令和 7 年 3 月 21 日（金） 午後 3 時～午後 3 時半

・開催場所 大府市役所 5 階 全員協議会室

・出席委員

（農業委員）

会 長	13 番	久野	一弘
副会長	12 番	鈴木	広子
委 員	1 番	久野	恵子
	2 番	深谷	英一
	3 番	鈴置	省悟
	4 番	浅田	昭茂
	5 番	服部	啓子
	6 番	大威	千里
	7 番	竹内	修造
	8 番	加古	俊治
	9 番	本田	貴士
	11 番	成田	正彦

（農地利用最適化推進委員）

14 番	稲葉	きみ子
15 番	大嶋	英二
16 番	神谷	登
17 番	鈴木	千代子
18 番	竹内	敬三
19 番	富田	勇治

・欠席委員

（農業委員） 10 番 小島 春男

（農地利用最適化推進委員） 欠席者なし

会 期	1 日
-----	-----

議 事 日 程（第 715 回）

令和 7 年 3 月 21 日

日 程	議案 番号	件 名	備 考
1		会議書記の指名について	
2	報告 1	農地法第 4 条の規定による届出について	
3	報告 2	農地法第 4 条の規定による届出について（許可の制限 除外案件）	
4	報告 3	農地法第 5 条の規定による届出について	
5	報告 4	農地改第 5 条の規定による届出について（許可の制限 除外案件）	
6	報告 5	非農地判断について	
7	報告 6	農地改良届出について	
8	報告 7	農地法第 3 条の 3 の規定による届出について	
9	報告 8	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について	
10	報告 9	農業振興地域の整備に関する法律施行令第 10 条の農 業振興地域整備計画に係る軽微な変更について（用途 区域変更）	
11	議案 1	農地法第 3 条の規定による許可申請について	
12	議案 2	農地法第 5 条の規定による許可申請について	
13	議案 3	農用地利用集積等促進計画について（一括契約）	
14	議案 4	農業振興地域の整備に関する法律規則第 3 条の 2 第 2 項の規定による農業委員会の意見について（農振農 用地利用契約変更）	
15	議案 5	農業委員等の定数見直しについて	
16	議案 6	大府市農地台帳点検等実施規程の廃止について	

・ 農業委員会事務局職員

事務局長 花井 信武

事務局 花田 佳明

(久野一弘 議長)

ただいまから第 715 回総会を開会いたします。総会の定足数について事務局より報告してください。

(花井信武 事務局長)

総会の定足数につきまして、ご報告します。

農業委員会の在任委員 13 名中 12 名の出席で定足数に達していますので、総会が成立していることをご報告します。

また、農地利用最適化推進委員 6 名全員の出席をいただいております。報告は以上です。

(久野一弘 議長)

日程第 1『会議書記の指名』を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局の花井信武氏と花田佳明氏を指名します。

それでは、議事に入ります。

日程第 2、報告第 1 号『農地法第 4 条の規定による届出について』から、日程第 10、報告第 9 号『農業振興地域の整備に関する法律施行令第 10 条の農業振興地域整備計画に係る軽微な変更について（用途区域変更）』までを、事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

報告第 1 号『農地法第 4 条の規定による届出について』から、報告第 9 号『農業振興地域の整備に関する法律施行令第 10 条の農業振興地域整備計画に係る軽微な変更について（用途区域変更）』までを、ご説明いたします。

始めに、報告第 1 号『農地法第 4 条の規定による届出について』をご説明します。市街化区域内で、所有者自ら行う農地転用で、議案書 1 頁の 3 件です。畑が 4 筆、田が 1 筆で、転用面積は合計で、1,652 m²の届出がありました。転用目的は、集合住宅、住宅及び駐車場がそれぞれ 1 件ずつです。

次に、報告第 2 号『農地法第 4 条の規定による届出について（許可の制限除外案件）』をご説明します。2 a 未満の場合で、農業用施設などに所有者自ら行う農地転用で、議案書の 2 頁の 1 件です。畑が 1 筆で、転用面積は、192 m²の届出がありました。転用目的は、農業用倉庫です。

次に、報告第 3 号『農地法第 5 条の規定による届出について』をご説明します。市街化区域内において、権利の設定又は移転を伴う農地転用で、議案書 3 頁から 4 頁までの 6 件です。畑が 3 筆、田が 5 筆で、転用面積は合計で 1,384.86 m²の届出がありました。転用目的は、住宅と駐車場がそれぞれ 3 件ずつです。

次に、報告第 4 号『農地法第 5 条の規定による届出について（許可の制限除外案件）』をご説明します。愛知県が行う農地の基盤整備に係る河川工事改修事業については、農地転用の許可不要に該当しますが、工事の期間中一時的に進入路を農地に造るため、事業の実施前に農業委員会に対して通知がされるもので、議案書 5 頁の 1 件です。田と畑がそれぞれ 3 筆ずつで、面積は合計で 421.40 m²の通知がありました。

次に、報告第 5 号『非農地判断について』をご説明します。管理が不十分で、農地の再利用等が困難となった土地について、大府市農業委員会非農地判断事務取扱要領に基づき非農地判断をしたもので、議案書 6 頁の 1 件です。畑が 2 筆で、非農地判断の面積は 859 m²です。

次に、報告第 6 号『農地改良届出について』をご説明します。農地を嵩上げ、又は切土して、農地として利用されるもので、議案書 7 頁の 4 件です。田が 5 筆で、面積は合計で 4,171 m²の届出があり、大府市農業委員会農地改良届出に関する指導要綱の適用範囲及び基準のすべての項目に適合していました。

以上の報告案件については、局長専決処理のうえ受理通知した旨を報告します。

次に、報告第7号『農地法第3条の3の規定による届出について』をご説明します。農地を相続により取得した場合に届出していただくもので、議案書8頁から9頁までの5件です。畑が4筆、田が5筆で、面積は合計で5,778㎡の届出がありました。

次に、報告第8号『農地法第18条第6項の規定による通知について』をご説明します。農地又は採草放牧地の賃貸借契約に係る合意解約の通知で、議案書10頁から12頁までの6件です。田が13筆で、面積は合計で7,789㎡の通知です。

最後に、報告第9号『農業振興地域の整備に関する法律施行令第10条の農業振興地域整備計画に係る軽微な変更について（用途区域変更）』をご説明します。農業用倉庫やビニールハウスの建築で、農業用施設用地に転用するため、農業振興地域整備計画の用途区域を変更するもので、議案書13頁の1件です。畑が1筆で、面積は192㎡の届出です。内容については、協議会にて説明させていただいたとおり、用途区域を農業用施設用地に変更するものです。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

（久野一弘 議長）

ただいまの報告第1号から報告第9号までの事務局の説明について、質問、意見等はありませんか。

（質問、意見なし）

（久野一弘 議長）

これらは報告案件でございますので、ご了解いただきたいと思います。

次に、日程第11、議案第1号『農地法第3条の規定による許可申請について』の3件を上程します。事務局より説明してください。

（花井信武 事務局長）

議案第1号『農地法第3条の規定による許可申請について』をご説明します。農地を農地として権利の設定又は移転を行うもので、議案書14頁の大府市農業委員会の許可案件3件です。畑が5筆、田が1筆で、面積は合計で943.88㎡の申請です。

申請事由として、1番の案件は、ぶどう栽培のため農地を探しており、条件が適していたため、新たに取得するものです。

次に、2番の案件は、耕作している農地の隣地で、農業規模を充実させるため、新たに取得するものです。

最後に、3番の案件は、専業農家として農業規模を拡大して農業経営を安定させるため、新たに取得するものです。

議案内容の詳細については、協議会にてご説明させていただいたとおり、いずれの譲受人も、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしています。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

（久野一弘 議長）

ただいまの事務局の説明について、質問、意見等はありませんか。

（意見はなし）

（久野一弘 議長）

それでは、次に担当地区委員より意見をいただきたいと思います。

1 番の案件について、神谷登委員どうぞ。

(神谷登 委員)

1 番の譲受人は、所有農地の耕作状況及び従事日数等の要件を満たしておりますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、ご意見などございますか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、2 番の案件について、浅田昭茂委員どうぞ。

(浅田昭茂 委員)

2 番の譲受人は、所有農地の耕作状況及び従事日数等の要件の満たしておりますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、ご意見などございますか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、3 番の案件について、竹内敬三委員どうぞ。

(竹内敬三 委員)

3 番の譲受人は、所有農地の耕作状況及び従事日数等の要件を満たしておりますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、ご意見などございますか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第 1 号を採決します。本申請を許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第 1 号は、原案のとおり許可することに決定いたします。

次に、日程第 12、議案第 2 号『農地法第 5 条の規定による許可申請について』の 8 件を上程します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第 2 号『農地法第 5 条の規定による許可申請について』をご説明します。市街化調整区域内で、権利の設定又は移転を伴う農地転用で、議案書 15 頁から 17 頁までの愛知県知事の許可案件 8 件です。内訳は、畑が 10 筆、田

が6筆で、転用面積は合計で16,881.07 m²の申請です。

始めに、1番の案件は、駐車場を整備する目的で転用するものです。区分の要件が、北崎インターチェンジから概ね300メートル以内の区域にある農地となりますので、農地区分は、第3種農地に該当します。許可の判断基準は、「許可できる」に該当します。

次に、2番の案件は、駐車場を整備する目的で転用するものです。区分の要件が、概ね10ヘクタール以上の一団の区域にある農地となりますので、農地区分は、第1種農地に該当します。許可の判断基準は、住宅その他申請地の周辺で居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されて供するものになりますので、「許可相当」に該当します。

なお、この案件につきましては、昨年12月の農業委員会総会において、農振農用地除外案件として、ご審議いただいた案件でございます。

次に、3番の案件は、分家住宅を建築する目的で転用するものです。区分の要件が、住宅、店舗、事務所その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域に近接する農地となりますので、農地区分は、第2種農地に該当します。許可の判断基準は、2番の案件と同様になりますので、「許可相当」に該当します。

なお、この案件につきましては、昨年12月の農業委員会総会において、農振農用地除外案件として、ご審議いただいた案件でございます。

次に、4番の案件は、分家住宅を建築する目的で転用するものです。区分の要件は、3番の案件と同様となりますので、農地区分は第2種農地に該当します。許可の判断基準は、3番の案件と同様で、「許可相当」に該当します。

次に、5番の案件は、店舗を建築する目的で転用するものです。区分の要件が、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地となりますので、農地区分は、第3種農地に該当します。許可の判断基準は、「許可できる」に該当します。

なお、この案件につきましては、昨年9月の農業委員会総会において、農振農用地除外案件として、ご審議いただいた案件でございます。

次に、6番の案件は、保育園及び駐車場を整備する目的で転用するものです。区分の要件が、5番の案件と同様となりますので、農地区分は第3種農地となります。許可の判断基準は、「許可できる」に該当します。

なお、この案件につきましては、昨年9月の農業委員会総会において、農振農用地除外案件として、ご審議いただいた案件でございます。

次に、7番の案件は、分家住宅を建築する目的で転用するものです。区分の要件が、5番の案件と同様となりますので、農地区分は第3種農地となります。許可の判断基準は、「許可できる」に該当します。

最後に、8番の案件は、農地改良をする目的で一時転用するものです。区分の要件が、3番の案件と同様となりますので、農地区分は第2種農地となります。許可の判断基準は、3番の案件と同様で、「許可相当」に該当します。

以上の案件につきましては、許可基準との照合、申請書類の審査、現地確認を踏まえ、許可見込みありと判断することができます。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

それでは、次に担当地区委員より意見をいただきたいと思います。

1番と2番の案件について、久野恵子委員どうぞ。

(久野恵子 委員)

1 番の申請地は、土地造成は無く整地のみです。雨水は、碎石舗装で自然浸透するため、隣接農地に影響を及ぼさないで、特に問題はありません。

次に、2 番の申請地は、土地造成は無く整地のみです。雨水は、最終桧から北隣地内の素掘り側溝を経由して排水するため、隣接農地に影響を及ぼさないで、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、ご意見などございますか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、3 番の案件について、神谷登委員どうぞ。

(神谷 登 委員)

3 番の申請地は、土地造成をしますが、周辺には擁壁を設置します。雨水は、最終桧で集水後、道路側溝へ排水するため、隣接農地に影響を及ぼさないで、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、ご意見などございますか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、4 番の案件について、鈴置省悟委員どうぞ。

(鈴置省悟 委員)

4 番の申請地は、土地造成は無く整地のみです。雨水は、最終桧で集水後、道路側溝へ排水するため、隣接農地に影響を及ぼさないで、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、ご意見などございますか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、5 番及び6 番の案件について、加古俊治委員どうぞ。

(加古俊治 委員)

5 番の申請地は、土地造成はしますが、周辺にはコンクリートブロックを設置します。雨水は、敷地内の雨水桧に集水し、最終桧から道路側溝へ排水するため、隣接農地に影響を及ぼさないで、特に問題はありません。

次に、6 番の申請地は、土地造成はしますが、周辺にはコンクリートブロックを設置します。雨水は、雨水桧を経由して、道路側溝へ排水するため、隣接農地に影響を及ぼさないで、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、ご意見などございますか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、7番の案件について、深谷英一委員どうぞ。

(深谷英一 委員)

7番の申請地は、土地造成は無く整地のみです。雨水は、敷地内の最終桧で集水後、道路側溝へ排水するため、隣接農地に影響を及ぼさないので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、ご意見などございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、8番の案件について、浅田昭茂委員どうぞ。

(浅田昭茂 委員)

8番の申請地は、土地造成はありますが、周辺には「しがら工」を施します。雨水は、敷地内の雨水桧で集水後、道路側溝へ排水するため、隣接農地に影響を及ぼさないので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、ご意見などございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第2号を採決します。本申請を愛知県知事に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は「なし」とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第2号は、原案のとおり決定いたします。

次に、日程第13、議案第3号『農用地利用集積等促進計画について（一括契約）』の10件を上程します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第3号『農用地利用集積等促進計画について（一括契約）』をご説明します。農地中間管理事業の促進を図ることを主旨として、「農用地利用集積等促進計画」が提出されており、公益財団法人愛知県農業振興基金が中間保有して利用権を設定するもので、議案書18頁から22頁までの10件です。畑が3筆、田が11筆で、面積は合計で13,441㎡の申請です。借り手は、市内の方と市外の方がそれぞれ3名ずつで、いずれの借り手も、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の要件を満たしています。契約期間、賃借料については、議案書に記載のとおりです。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見等はございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第3号を採決します。原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第3号は、原案のとおり決定いたします。

次に、日程第14、議案第4号『農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定による農業委員会の意見について（農振農用地利用計画変更）』の4件を上程します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第4号『農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定による農業委員会の意見について（農振農用地利用計画変更）』をご説明します。議案書23頁の4件で、面積は合計で1,497㎡の申請がされており、農業委員会に意見を求められております。内容につきましては、協議会にて説明したとおり、農用地周辺部で、必要性、妥当性があり、他の土地に変えることが困難な案件となります。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

それでは、担当地区委員より意見をいただきたいと思います。

1番及び2番の案件について、加古俊治委員どうぞ。

(加古俊治 委員)

1番及び2番のそれぞれの申出地の農振除外後の農地区分は第2種農地で、集落に接続していることから、農地法の許可見込みはあります。農用地の周辺部であり、農業上の土地利用に支障を及ぼす恐れはないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、ご意見などございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、3番の案件について、深谷英一委員どうぞ。

(深谷英一 委員)

3番の申請地の農振除外後の農地区分は第1種農地で、集落に接続していることから、農地法の許可見込みはあります。農用地の周辺部であり、農業上の土地利用に支障を及ぼす恐れはないと考えられますので、特に問題はあ

りません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、ご意見などございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

最後に、4番の案件について、鈴木千代子委員どうぞ。

(鈴木千代子 委員)

4番の申請地の農振除外後の農地区分は第1種農地で、集落に接続していることから、農地法の許可見込みはあります。農用地の周辺部であり、農業上の土地利用に支障を及ぼす恐れはないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、ご意見などございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第4号を採決します。本議案に対する意見を市長へ回答するにあたり、委員会が特に付すべき意見は「なし」とすることに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第4号は、委員会の「意見なし」で、市長に回答することに決定いたします。

次に、日程第15、議案第5号『農業委員会の定数見直しについて』の1件を上程します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第5号『農業委員会の定数見直しについて』をご説明します。議案書24頁の1件です。令和8年7月改選に向けて定数を見直すもので、農業委員会委員を10人、農地利用最適化推進委員を5人に変更するとともに、地区割を6地区から5地区に変更するものです。条例及び規則の改正案は、参考資料のとおりです。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見等はありませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第5号を採決します。原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第5号は原案のとおり決定いたします。

次に、日程第16、報告第6号『大府市農地台帳点検等実施規程の廃止について』の1件を上程します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第6号『大府市農地台帳点検等実施規程の廃止について』をご説明します。議案書25頁の1件です。現在の制度上、農地台帳の点検については、法令上の根拠規定がありません。農地法に基づく利用意向調査や農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画の策定時において、所有者に対して意向調査を実施しており、これらの調査が農地台帳点検の替わりとなるうえ、住基情報と土地課税台帳によって情報を更新していることから、農地台帳点検の事務の根拠となる規程を、令和7年4月1日から廃止するものです。当該規程の詳細については、参考資料のとおりです。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第6号を採決します。原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第6号は原案のとおり決定いたします。

これで、全案件の審議が終了いたしました。

以上を持ちまして、第715回総会を閉会します。